

<p>1級1号の症状固定時30歳男子の家屋改造費について居宅を新築する必要性・相当性を認めたとうえで、介護設備工事のための費用の65%で認定した事例（H24.7.25大阪地判・交通民45.4.868）</p>			
被害者	<p>会社員 男・29歳</p>	事故	<p>H18.9.15・PM8：30 被害車両（普通乗用自動車）を停止し運転席ドアを開けて佇立していた被害者に対向直進加害車両（普通乗用自動車）が衝突</p>
傷害	<p>多発性脳挫傷、びまん性脳損傷等 入院：351日</p>	後遺障害	<p>1級1号、固定：H19.8.31（30歳） 遷延性意識障害、四肢麻痺</p>
家屋・自動車等の改造費	<p>家屋改造費：¥9,074,000 車椅子の移動スペースの必要性等を考慮すると、被害者の介護のために居宅を新築することについて、必要性および相当性が認められるが、新居宅の被害者の介護のためのスペースの面積全てが必要であったとは認められず、面積の対比等を総合考慮し、介護設備工事費用（エレベーター費用を除く。）の65%である¥9,074,000を加害者側に負担させるのが相当である。</p> <p>車両購入費：¥2,400,000 被害者のために新たに大きい自家用乗用自動車を購入する必要性があり、新車両と旧車両の差額分が本件事故と相当因果関係のある損害となる。改造費用¥1,113,500および車両購入費の増加分の損害として新車両の価格の約40%の合計額である¥2,400,000の限度で相当と認める。</p> <p>将来の車両改造費：¥1,615,911 改造費用は本件事故と相当因果関係があり、その買換は、10年ごとに必要となるので被害者の平均余命まで5回の買換を要する。 $¥1,113,500 \times (0.6139 + 0.3768 + 0.2313 + 0.1420 + 0.0872)$ $= ¥1,615,911$</p>		

〔交通ファイル九二〕

三三〇三三

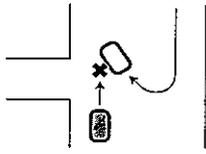
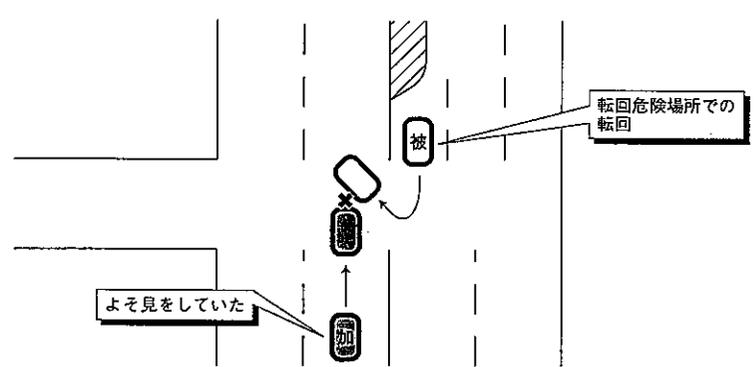
<p>加害者が虚偽の事実を主張し過失責任を完全に否定する態度をとり続けたことも被害者の精神的苦痛を増幅させたとして傷害慰謝料を10%加算した事例（H23.12.16京都地判・交通民44.6.1600）</p>			
被害者	小学生 男・7歳	事故	H19.4.28・AM10:50 加害車両（普通貨物自動車）が赤信号で一旦停止し青信号に変わったため交差点に進入した際、歩行中の被害者と衝突
傷害	右大腿骨幹部骨折等 入院：59日 通院実日数：37日	後遺障害	自賠償保険の外貌醜状に該当せず
慰謝料	<p>傷害慰謝料：¥2,500,000</p> <p>被害者の骨折部位および治療の状況に照らすと、治療中に被害者が受けた精神的肉体的苦痛は相当に大きかったものと考えられ、傷害慰謝料額算定に当たっては入通院期間に応じた標準的な金額と重傷事例のための標準的な金額を参照し、その中間程度とするのが相当であり、その金額は¥2,560,000程度である。これに、加害者が被害者を轢過した地点や加害車両の停止位置について虚偽の事実主張を行い、それを前提として加害車両の前輪と後輪との間に被害者の足が入り込んだというおおよそありそうにない事実の主張までして、過失責任を完全に否定する態度を続けたことも、被害者の精神的苦痛を増幅させた事情として考慮すべきであり、これを加味して上記金額に1割程度加算し¥2,800,000程度とするのが相当と考えられる。諸般の事情を考慮して被害者の主張金額の範囲内で上記金額を認めることとする。</p>		

〔交通ファイル九一〕

七七〇ノ八

転回・直

幹線道路を走行してきた加害車両と衝突した、Uターンしようとした被害車両の過失 (H24.3.1横浜地判・交通民45.2.297)

<p>事故態様</p>	<p>H18.10.9・PM9:20 車両相互(加害車両:普通乗用自動車・被害車両:普通乗用自動車) 幹線道路を走行し、T字路交差点の場所で、Uターンを行った被害車両とUターン先の道路を走行していた加害車両が衝突</p> 	<p>道路状況等</p> <p>信号機により交通整理されているT字路交差点 片側2車線、交差点手前で3車線 制限速度:50km/h 夜間</p>
<p>過失割合</p>	<p>60%</p> 	
<p>判決</p>	<p>被害車両は他の車両の通行を妨害せずに短時間で転回できるように反対車線の動静等を確認してから転回を開始すべき注意義務があったにもかかわらず、十分な安全確認をしないまま転回を開始した過失が認められる。他方加害車両は第一車線の車両に気をとられてよそ見をしていて直前になって前方の被害車両を確認したが、間に合わず衝突したのであるから著しい過失があるといえる。よって過失割合は被害車両60%、加害車両40%とするのが相当である。</p>	

〔交通ファイル九二〕

九四四ノ五